

# 栃木県小山市立小山城南中学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策の組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「小山城南中学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画（いじめ対策アクションプラン）」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

## 1 いじめの定義

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している該当生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。】

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

【いじめに対する基本的な考え方は、以下のとおりです。】

- いじめとはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

## 2 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知の対応に係る委員会（随時開催）」を実施し、事実を把握した際には早期の解決に向け組織的に対応します。  
【次の者をメンバーとします。】

・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導主事 ・各学年主任 ・各学年生徒指導担当 ・特別支援学級主任 ・養護教諭 ・（学級担任）
--

- (2) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

## 3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 定期的にアンケート調査を実施することで、いじめの実態把握、早期発見を図ります。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

## 5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 6 小山城南中いじめ防止基本方針実践のための行動計画（いじめ対策アクションプラン）

### （1）いじめの未然防止のために

〈いじめの未然防止に向けての手だて〉

#### ○学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保護し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てます。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底します。
- ・生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。

#### ○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめます。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを進めます。

#### ○道徳

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努めます。

### （2）いじめの早期発見について

〈いじめを発見する手だて〉

#### ○教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

- ・生活ノート（飛翔）、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配ります。

#### ○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行います。

#### ○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望する時には面談ができる体制を整えます。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等専門的な立場からの助言を得ます。

#### ○生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援します。

〈学級内の人間関係を客観的にとらえる〉

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあります。担任の思い込みを避けるために、教師の間の情報交換や生活に関するアンケートを定期的の実施し点検をします。

〈保護者や地域からの情報提供〉

- いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けます。

### （3）いじめの発見から解決まで

〈発見から指導、組織的対応の展開〉

1 いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



## 2 対応チームの編成（いじめ対策委員会）

## 3 対応方針の決定・役割分担

## 4 事実の究明と支援・指導

## 5 いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

### ①被害者（いじめられた子ども）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもを守ります。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続します。

#### 【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応します。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていきます。

#### 【支援】

- いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導します。
- 安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝えます。

#### 【経過観察】

- 生活ノート（飛翔）の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援します。

### ②加害者（いじめた子ども）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させます。

#### 【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行います。

#### 【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせます。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴きます。

#### 【経過観察等】

- 生活ノート（飛翔）や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていきます。

### ③観衆、傍観者への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していきます。
- いじめの問題に、教師が全生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。

#### 【事実の確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。

#### 【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
  - 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
  - これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
  - いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
  - いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。
- 【経過観察等】
- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていきます。
  - いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていきます。

## (4) いじめに対する措置

- 言葉によるからかい
  - ・担任や学年主任（学年職員）で対応し解決を図ります。保護者に連絡をします。
- 仲間はすれ、悪口・陰口
  - ・担任・学年主任（学年職員）に加え、生徒指導担当者や管理職が入り解決を図ります。状況に応じ教育委員会に報告します。保護者にも連絡をします。
- 暴言や誹謗中傷行為、脅迫行為や強要行為
  - ・生徒指導担当者もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導します。保護者へ強く働きかけます。教育委員会に報告します。
- 重い暴力や障害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝
  - ・学校は警察へ相談や通報をします。教育委員会と連携します。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当生徒に対して必要な指導を継続的に行います。

## (5) 保護者との連携

- ① いじめられている子どもの保護者との連携
  - ・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝えます。
  - ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
  - ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。
  - ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得ます。
- ② いじめている子どもの保護者との連携
  - ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をします。
  - ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識させます。
  - ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
  - ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。
  - ・事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求めます。
- ③ 保護者との連携
  - ・いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼します。
  - ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにします。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と報告

#### いじめ防止基本方針

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ① 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定されます。第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。なお、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応します。

#### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告します。

### (2) 重大事態の調査

#### ① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会の支援を求め、調査を実施します。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査します。その際、学校に対して必要な指導又は、人的措置を含めた適切な支援を求めます。

#### ② 調査を行うための組織

該当事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施します。

#### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行います。

#### ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取りるとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行います。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要であることに留意します。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行います。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておきます。
- 調査を行う組織については、教育委員会の指導・助言の下、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。
- 調査を行う場合においては、教育委員会の情報の提供及び必要な指導及び支援を得ます。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があるので踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にするよう報道関係者に求めます。

エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の指導・助言の下、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた生徒の支援のため弾力的な対応を検討します。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

#### いじめ防止基本方針

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行います。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置に留意します。

また、調査を行う場合においては、教育委員会の、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を得たうえで行います。

#### ② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告します。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通し、市長に送付します。

## 8 取組の評価・検証

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かします。